

監査結果公表第1－2号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

令和元年7月26日

| | | |
|---------|-----|-----|
| 八尾市監査委員 | 田 中 | 清 |
| 同 | 八 百 | 康 子 |
| 同 | 小 湊 | 雅 子 |
| 同 | 五百井 | 真 二 |
| 同 | 畑 中 | 一 成 |

記

1 措置の通知

平成30年度定期監査（都市整備部）の結果に対する措置
令和元年7月19日付け 八都都政第66号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 30 年度定期監査の結果に対する措置の内容
都市政策課

| 指摘事項 | 講じた措置又は経過 | |
|---|-----------|---|
| <p>1 都市整備部委託業務等競争入札審査委員会に係る事務について 都市整備部委託業務等競争入札審査委員会について、委員の任命手続が行われていない。また、会議の開催要件となっている出席状況や審議内容等の記録がないので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | <p>1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） 委員の任命手続について、都市整備部委託業務等競争入札審査委員会設置要綱第 3 条の規定に基づき起案決裁を行い、委員の発令については一覧表の作成により行いました。 審査委員会の出席状況につきましては、出席簿を作成し、審議内容の記録につきましても平成 31 年 2 月開催の委員会以降作成することとしました。</p> |
| <p>2 契約事務について 業務委託契約等に係る契約書において、八尾市財務規則等に定められた記載事項がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | <p>1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） 指摘のあった各委託業務において、平成 31 年度契約では財務規則に定められた記載事項をすべて盛り込み、契約を締結しました。</p> |

平成 30 年度定期監査の結果に対する措置の内容
交通対策課

| 指摘事項 | 講じた措置又は経過 | |
|---|--|--------------------------|
| <p>1 指定管理者制度による施設の管理運営に係る事務について</p> <p>(1) 指定管理者との基本協定書において指定管理者が実施すると定められている利用者アンケートが実施されていないので、基本協定書等に基づく適正な指定管理業務の履行を確保すること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 3 月 13 日） |
| <p>(2) 基本協定書に基づく業務の再委託の承認について、必要な決裁手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 3 月 28 日） |
| <p>2 契約事務について</p> <p>業務委託契約等に係る契約書において、八尾市財務規則等に定められた記載事項がないものや引用条項が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） |
| <p>3 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、備品全般について確認を行い、今後の適切な管理に努めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 3 月 28 日） |
| | <p>契約書において、八尾市財務規則等に定められた記載事項及び引用条項について確認をし、適正に記載するよう改めました。</p> <p>備品台帳と現品を改めて照合し、登録がされていないものについて登録の手続を行いました。今後は備品台帳の整備を図り、適切な管理を行います。</p> | |

平成 30 年度定期監査の結果に対する措置の内容
都市基盤整備課

| 指摘事項 | 講じた措置又は経過 | |
|---|--|--------------------------|
| <p>1 行政財産目的外使用許可に係る事務について 都市計画道路事業用地の目的外使用許可に係る伺書において、使用料の一部を免除しているが免除事由の記載がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） |
| <p>2 契約事務について 業務委託契約等に係る契約書において、八尾市財務規則等に定められた記載事項がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） |
| <p>3 備品の管理について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、所管換えの手続がされていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、備品全般について確認を行い、今後の適切な管理に努めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 3 月 29 日） |
| | <p>所管換えの手続がされていなかったものについては、故障していたため、廃棄の手続を行いました。 今後は、備品全般について適切な管理に努めます。</p> | |

平成 30 年度定期監査の結果に対する措置の内容
土木管財課

| 指摘事項 | 講じた措置又は経過 | |
|---|-----------|---|
| <p>1 道路、河川及び法定外公共物の占用許可に係る事務について</p> <p>(1) 占用料の調定については、納入通知前に行うべきであるが、納付後に行っているため、地方自治法等の規定に基づいた適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 3 月 1 日） |
| | | <p>占用料について、納入通知前に調定するよう事務処理を改めました。</p> |
| | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 3 月 1 日） |
| <p>(2) 占用料の納付の督促について、八尾市財務規則において定められている期間を経過した後に行っているため、適正な事務処理に改めること。</p> | | <p>未納の占用料について、八尾市財務規則第 33 条第 1 項に定められている期間内に督促するよう事務処理を改めました。</p> |
| | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 3 月 1 日） |
| <p>(3) 督促後も未納の占用料について、納入義務者に対して催告等が行われていないので、適切に徴収を行うよう事務処理を改めること。</p> | | <p>督促後も未納の占用料について、催告等を行うよう事務処理を改めました。</p> |
| | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） |
| <p>(4) 占用の許可又は占用料の納付の督促を行う場合において、当該処分に対する不服申立て等について教示していないので、適正な事務処理に改めること。</p> | | <p>許可等の処分に対する不服申立て等について、書面で教示するよう事務処理を改めました。</p> |
| <p>2 道路幅員の証明に係る事務について</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 3 月 1 日） |
| <p>(1) 証明手数料の調定については、納入通知前に行うべきであるが、納付後に行っているため、地方自治法等の規定に基づいた適正な事務処理に改めること。</p> | | <p>証明手数料について、納入通知前に調定するよう事務処理を改めました。</p> |
| | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 3 月 1 日） |
| <p>(2) 証明書の発行について、決裁後に申請者から当該申請を取り下げる旨の申出があった場合等において、必要な手続が行われていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | | <p>証明書の発行を取り消す場合においては、申請者に取下書の提出を求め、承認するよう事務処理を改めました。</p> |
| <p>3 公共用地境界の明示に係る事務について</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 2 月 1 日） |
| <p>公共用地境界明示通知書の交付に際して申請者から提出を受けた受領書において、受領日の記載が漏れているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p> | | <p>公共用地境界明示通知書を交付する際に、受領書に記載漏れ等がないか確認するよう改めました。</p> |

平成 30 年度定期監査の結果に対する措置の内容
土木管理事務所

| 指摘事項 | 講じた措置又は経過 | |
|---|-----------|---|
| <p>1 公園・緑地等環境保全清掃業務委託契約に係る事務について 業務仕様書において各公園等の巡回・清掃の回数等を定めているが、仕様書どおりに実施されていないものが見受けられたので、業務報告の内容確認を徹底するなど適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） |
| | | 業務仕様書の各公園の清掃時間等について、前年度実績等を確認して適切に設定するよう改めました。また、公園ごとの清掃時間について、管理表で報告を受け内容の確認を行うよう事務処理を改めました。 |
| <p>2 私道舗装助成に係る事務について 私道舗装助成事前協議書については、八尾市私道舗装助成に関する要綱において私道舗装審査会の開催までに市長に提出することと定められているが、開催後に提出されているので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 2. 措置予定 |
| | | 私道舗装助成事前協議書の運用について、令和元年 8 月開催の審査会において要綱の改正を検討する予定です。 |
| <p>3 契約事務について (1) 業務委託契約において、随意契約に係る地方自治法施行令の適用条項が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） |
| | | 年間単価契約における随意契約の地方自治法施行令の適用条項を適正に改めました。 |
| <p>(2) 工事等に係る単価契約について、新年度の入札により受注者を決定するまでの間、前年度の受注者と随意契約しているが、契約書に仕様書が添付されていないので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） |
| | | 新年度の入札により受注者を決定するまでの間、前年度の受注者との随意契約について、仕様書を添付して契約を締結するよう改めました。 |
| <p>(3) 契約書に定める作業員名簿が提出されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） |
| | | 契約相手方から契約書に定める作業員名簿の提出を受けました。 |
| <p>(4) 印紙税が不課税である物品の売買契約に係る契約書において、収入印紙が貼付されているものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） |
| | | 印紙税法で定められた課税文書に該当する契約書であるかを確認するよう事務処理を改め、工事材料購入契約書等の印紙税が不課税である契約書について、収入印紙が貼付されていないことを確認しました。 |
| <p>4 行政財産の目的外使用許可に係る事務について 行政財産の目的外使用許可書において、不服申立てをすることができる期間等の教示が誤っているため、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） |
| | | 行政財産の目的外使用許可の教示について、現行の行政不服審査法に基づいた内容に改めました。 |

| | |
|--|---|
| <p>5 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていないものが多数見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、備品全般について確認を行い、今後の適切な管理に努めること。</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>備品全般について、備品台帳と現品とを確認し、順次備品シールの貼付及び廃棄処理を行っております。一部、所在のわからないものについて現在庁舎内を確認中であり、10月未までに処理を完了する予定です。</p> |
|--|---|

平成 30 年度定期監査の結果に対する措置の内容
みどり課

| 指摘事項 | 講じた措置又は経過 | | | | |
|---|--|------|-------------------------|--|--|
| <p>1 緑化推進事業に係る事務について (1) グリーンボックス貸出し事業において、花苗の植え替え回数等、八尾市グリーンボックス貸出し事業実施要綱に定める要件に適合していないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="676 271 815 311">措置状況</td> <td data-bbox="815 271 1449 311">1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="676 311 1449 577">グリーンボックス貸出し事業について、要綱に定める要件に適合しているかにつき、花苗の植え替え回数等を利用状況報告書にて確認するよう改めました。</td> </tr> </table> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） | グリーンボックス貸出し事業について、要綱に定める要件に適合しているかにつき、花苗の植え替え回数等を利用状況報告書にて確認するよう改めました。 | |
| 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） | | | | |
| グリーンボックス貸出し事業について、要綱に定める要件に適合しているかにつき、花苗の植え替え回数等を利用状況報告書にて確認するよう改めました。 | | | | | |
| <p>(2) 街かど緑化推進支援事業承認に係る伺書において、承認理由の記載が不十分なものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="676 577 815 618">措置状況</td> <td data-bbox="815 577 1449 618">1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="676 618 1449 759">街かど緑化推進支援事業について、事業承認に係る伺書において承認理由を明記するよう改めました。</td> </tr> </table> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） | 街かど緑化推進支援事業について、事業承認に係る伺書において承認理由を明記するよう改めました。 | |
| 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） | | | | |
| 街かど緑化推進支援事業について、事業承認に係る伺書において承認理由を明記するよう改めました。 | | | | | |
| <p>2 切手の管理について 切手の保管について、切手使用簿を作成し管理しているが、出納員による確認が行われていないので、切手についても現金と同様に適正な管理を行うこと。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="676 759 815 799">措置状況</td> <td data-bbox="815 759 1449 799">1. 措置済（平成 31 年 1 月 7 日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="676 799 1449 1025">切手については課内で保管せず、必要が生じた際に総務課から受け取るよう改めました。</td> </tr> </table> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 1 月 7 日） | 切手については課内で保管せず、必要が生じた際に総務課から受け取るよう改めました。 | |
| 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 1 月 7 日） | | | | |
| 切手については課内で保管せず、必要が生じた際に総務課から受け取るよう改めました。 | | | | | |
| <p>3 行政財産の目的外使用許可に係る事務について 行政財産の目的外使用許可書において、不服申立てをすることができる期間等の教示が誤っているので、適正な事務処理に改めること。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="676 1025 815 1066">措置状況</td> <td data-bbox="815 1025 1449 1066">1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="676 1066 1449 1292">行政財産の目的外使用許可書の教示文について、現行の行政審査不服法に基づいた内容に改めました。</td> </tr> </table> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） | 行政財産の目的外使用許可書の教示文について、現行の行政審査不服法に基づいた内容に改めました。 | |
| 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） | | | | |
| 行政財産の目的外使用許可書の教示文について、現行の行政審査不服法に基づいた内容に改めました。 | | | | | |
| <p>4 公園使用料の調定事務について 公園使用料の調定については、納入通知前に行うべきであるが、納付後に行っているため、地方自治法等の規定に基づいた適正な事務処理に改めること。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="676 1292 815 1332">措置状況</td> <td data-bbox="815 1292 1449 1332">1. 措置済（平成 31 年 1 月 7 日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="676 1332 1449 1547">公園使用料徴収について、許可書発行時に調定を行うとともに、使用者に納付書を交付することで、窓口での現金の取扱いを廃止しました。</td> </tr> </table> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 1 月 7 日） | 公園使用料徴収について、許可書発行時に調定を行うとともに、使用者に納付書を交付することで、窓口での現金の取扱いを廃止しました。 | |
| 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 1 月 7 日） | | | | |
| 公園使用料徴収について、許可書発行時に調定を行うとともに、使用者に納付書を交付することで、窓口での現金の取扱いを廃止しました。 | | | | | |

平成 30 年度定期監査の結果に対する措置の内容

下水道管理課

| 指摘事項 | 講じた措置又は経過 | |
|--|--|-------------------|
| <p>1 水洗便所改造資金助成に係る事務について 水洗便所改造資金助成に係る申請書において、八尾市水洗便所改造資金助成規則に定められている必要書類が添付されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（令和元年5月24日） |
| <p>2 契約事務について 公共下水道管渠業務委託契約において、随意契約に係る地方自治法施行令の適用条項が誤っているので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成31年4月1日） |
| | 年間単価契約における随意契約の地方公営企業法施行令の適用条項を適正に改めました。 | |

平成 30 年度定期監査の結果に対する措置の内容

下水道整備課

| 指摘事項 | 講じた措置又は経過 | |
|---|-----------|---|
| <p>1 八尾市下水道事業執行管理システム保守業務委託について</p> <p>契約書に基づく業務再委託申請書の承諾等について、必要な決裁手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 1 日） |
| | | <p>契約書に基づく業務再委託申請書等の申請があった場合、決裁手続実施のうえ、文書にて回答するように改めました。</p> |
| <p>2 契約事務について</p> <p>(1) 業務委託契約において、随意契約に係る地方自治法施行令の適用条項が誤っているので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 3 月 22 日） |
| | | <p>年間単価契約における随意契約の地方公営企業法施行令の適用条項を適正に改めました。</p> |
| <p>(2) 業務委託契約において、随意契約の公表指針に基づく公表が漏れていたものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 4 月 11 日） |
| | | <p>業務委託契約において、随意契約に係る地方公営企業法施行令の適用条項が第 2 号の場合、随意契約の公表指針に基づく公表を行うように改めました。</p> |

平成 30 年度定期監査の結果に対する措置の内容
 共通事務

| 指摘事項 | 講じた措置又は経過 | |
|--|---|--------------------------|
| <p>1 文書事務について</p> <p>文書の取扱いについて、以下のような事例が見受けられたので、八尾市文書取扱規程等に基づき適正な事務処理を行うこと。</p> <p>①伺書等において、決裁区分等が誤っているもの等。</p> <p>②伺書において、決裁日等の記入が漏れているもの等。</p> <p>③文書処理簿において、処理経過等の記入が漏れているもの等。</p> <p>④收受文書について、受付処理が漏れているもの。</p> | 措置状況 | 1. 措置済（平成 31 年 3 月 22 日） |
| | <p>指摘事項については、各課の課内会議等において周知及び今後の注意点の確認を行い、八尾市文書取扱規程等に基づいた適正な事務処理を行うよう改めました。</p> | |